

事 務 連 絡
平成30年2月1日

一般社団法人
東京バス協会 理事長 殿

東京都環境局環境改善部
自動車環境課規制監察担当課長

ディーゼル車規制に係る周知活動について（依頼）

日頃より、東京都の環境行政にご理解ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

東京都においては、大気環境を改善するため、平成15年10月から条例に基づき近隣自治体と協調して様々なディーゼル車対策に取り組んでいます。

このような取組の成果もあり、大気環境は改善されてきましたが、未だに都条例に適合しない車両が見受けられることから、取締・指導については継続して行っております。

今回、さらなる周知活動を致したく、貴協会会員をはじめ全国のバス事業者の皆様に対しても、チラシの配布等により周知活動をお願いしたいと考えております。

事情をご理解のうえ、下記のとおりご協力の程、お願いいたします。

記

1 対象者

・貴協会会員及び全国のバス事業者

2 依頼内容

・九都県市作成チラシの配布（別添のとおり）

・九都県市における強化月間中の取組の周知（http://www.9taiki.jp/news/2017/1130_03.html）

《担当》

東京都環境局環境改善部

自動車環境課 規制担当 田中

TEL 03-5388-3510（直通）

エコドライブ10のすすめ

エエふうけいに、
あいたいね。

晴れ渡った空、豊かな緑、そんな爽やかなよい風景は、空氣がきれいでこそ見られるもの。
エコドライブ10のすすめを実践する事は大氣環境改善と地球温暖化防止につながります。
エコドライブ10のすすめの頭文字をつなげると「エエふうけいにあいたいね。」
青空を思いながら、実践してみませんか？

エ	エンジンブレーキを使いましょう。 停止位置を予測して、早目のアクセルオフ	に	荷物は必要なモノだけを。 不要な荷物は積まないようにしましょう
エ	エアコンの使用は控えめに。 エアコンの温度設定はこまめに調節	あ	アイドリング・ストップ。 無用なアイドリングをやめましょう
ふ	ふんわりアクセルでスタート。 発進は一呼吸おいて徐々にアクセル	い	違法駐車はやめましょう。 渋滞を招くので、違法駐車はやめましょう
う	運転は加減速を少なく。 車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転をしましょう。	たい	タイヤの空気圧チェック。 タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう
けい	計画的なドライブを。 出かける前に渋滞等の情報をチェックしましょう	ね	燃費を把握しよう。 燃費を把握することを習慣にしましょう。

リーフレットに関するお問い合わせ

埼玉県	環境部大氣環境課 048-830-3064 ◆ホームページ◆ http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/diesel.html
千葉県	環境生活部大氣保全課 043-223-3810 ◆ホームページ◆ http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kisei/01unkoukisei.html
東京都	環境局環境改善部自動車環境課 03-5388-3510 ◆ホームページ◆ http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/air_pollution/diesel/index.html
神奈川県	環境農政局環境部大氣水質課 045-210-4180 ◆ホームページ◆ http://www.pref.kanagawa.jp/div/0515/
横浜市	環境創造局環境保全部大氣・音環境課 045-671-3843 ◆ホームページ◆ http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/koutsukankyo/kisei/
川崎市	環境局環境対策部大氣環境課 044-200-2531 ◆ホームページ◆ http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-8-9-0-0-0-0-0-0.html
千葉市	環境局環境保全部環境規制課 043-245-5190 ◆ホームページ◆ http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/zidousya.html
さいたま市	環境局環境共生部環境対策課 048-829-1330 ◆ホームページ◆ http://www.city.saitama.jp/001/009/005/p048026.html
相模原市	環境経済局環境共生部環境保全課 042-769-8241 ◆ホームページ◆ http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/018110.html

九都県市あおぞらネットワーク <http://www.9taiki.jp/>

九都県市で共同して実施している PM 減少装置や低公害車の指定制度などを紹介しています。

◆「自動車NOx・PM法」の規制については…

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html>

最寄の運輸支局、自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

九都県市から

ご協力をお願いします

埼玉・千葉・東京・神奈川で ディーゼル車規制実施中

平成15年10月からディーゼル車規制を実施した結果、九都県市の大氣環境は大幅に改善しました。しかし、二酸化窒素(NO₂)や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を、継続的・安定的に達成しているとは言えない状況です。大氣環境のさらなる改善のために、環境により良い自動車の利用をお願いします。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市の条例により、平成15年10月1日から、この全域において、ディーゼル車の排出ガス規制が実施されています。埼玉県と東京都は、平成18年4月1日から二段階目の規制を実施しています。



九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)では、規制への対応に必要な粒子状物質(PM)減少装置の共同指定や広報活動など、連携して取り組んでいます。

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 条例のディーゼル車規制

●条例の主な内容●

基準を満たさないディーゼル車は、

平成15年10月1日から1都3県の地域で運行が禁止されています。

(初度登録から7年間の猶予期間があります。)

	1都3県の条例
対象地域	各都県の全域 ※東京都は島しょ地域を除く全域
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
猶予期間	初度登録から7年間
罰 則 等	50万円以下の罰金

●条例のPM排出基準を満たさないディーゼル車(乗用車を除く)●

自動車検査証の「型式欄」に
次の記号がある車両

平成15年10月1日施行の基準
(1都3県の各条例とも同じ基準)

- ① K-、N-、P-、S-、U-、W-
記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両
- ② KA-、KB-、KC-

**平成18年4月1日から施行されている
二段階目の基準**(埼玉県・東京都の2条例でのみ規定)

- ③ KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、
HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-
上記の型式であっても、規制に適合して
いる車両もあります

違反車両

違反車両の運行に対して、運行禁止命令を出します。
運行禁止命令に従わない場合は、罰則(罰金)の適用があります。

ご注意!

- PM減少装置を装着して条例の規制に対応しても、「自動車NOx・PM法」の規制を受け、法に基づく期限までしか使用できない場合があります。
(平成14年8月1日以降の車検の際に車検証の備考欄に使用可能最終日などが記されます。)
- ディーゼル乗用車は、条例の規制対象外ですが、自動車NOx・PM法の対象になります。
- 各条例の詳細については、各都県にお問い合わせください。

※貨物の運送等を委託する荷主も、条例を遵守する自動車を使用するようにする義務があります。
この義務に違反した場合には、勧告や氏名公表をする場合があります。

●規制への対応●

●より低公害な車への買い替え

天然ガス車、LPG車、ハイブリッド車、ガソリン車、最新規制のディーゼル車等

●PM減少装置の装着

九都県市では、条例のPM排出基準に
適合させるために必要なPM減少装置を
共同して指定しています。

PM減少装置の装着証明書は、運行の際
は必ず携帯してください。

九都県市指定PM減少装置ステッカー



装着車両の側面等に表示します。

九都県市指定PM減少装置

●指定装置には、「DPF」と「酸化触媒」があります。

DPF	ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれるPMを、フィルターにより捕集し、燃焼等で除去する装置
酸化触媒	ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれるPMを、白金等の触媒作用(酸化作用)で除去する装置

●指定装置は、ホームページ(<http://www.9taiki.jp/>)で公開している「指定装置の一覧」で確認できます。

「型式」欄に ①P-、U- などの記号がある車両は、DPFで対応可能

「型式」欄に ②KC- などの記号がある車両は、主に酸化触媒で対応可能

「型式」欄に ③KK-、KL- などの記号がある車両は、平成18年4月1日から
埼玉県及び東京都で施行されている二段階目の基準に酸化触媒で対応可能

九都県市あおぞらネットワークは、自動車公害対策に関するサイトです。

九都県市 あおぞらネットワーク

9CAPITAL PREF CITY AOZORA NETWORK

お問い合わせ

ホーム

あおぞらネットワーク
とは

低公害車について

エコドライブについて

ディーゼル車規制
について

流入車対策について

ホーム > お知らせ一覧 > 九都県市のディーゼル車対策の強化月間における取組(実施報告)

お知らせ一覧

過去のお知らせ一覧

九都県市のディーゼル車対策の強化月間における取組(実施報告)

平成29年11月30日

九都県市では、平成15年10月から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を禁止し、継続的に車両検査、ビデオ調査及び周知活動などを実施しております。

しかし、いまだに排出基準を満たさない自動車が行き交っていることから、平成29年10月をディーゼル車対策の強化月間と位置付け、条例に基づく車両検査を計画的に実施するとともに、サービスエリアやパーキングエリアにおけるポスター掲示などの周知活動を行いましたので、その結果を報告します。

今後も大気環境の改善のために連携した取組を進めてまいります。

車両検査(路上・拠点検査)

一都三県の条例に基づき、ディーゼル車の自動車検査証情報により、適合・不適合の確認を行い、不適合のおそれがある車両に対して指導を行いました。

区域	検査台数	適合台数	不適合台数
埼玉県内	78台 (34台)	77台 (33台)	1台 (1台)
千葉県内	107台 (100台)	107台 (100台)	0台 (0台)
東京都内	520台 (364台)	517台 (361台)	3台 (3台)
神奈川県内	181台 (119台)	181台 (119台)	0台 (0台)
合計	886台 (617台)	882台 (613台)	4台 (4台)

※「検査台数」、「適合台数」、「不適合台数」の括弧内は、『一都三県域内に登録されている車両』の台数になります。



【埼玉県内】



【千葉県内】



【東京都内】



【神奈川県内】

周知活動

サービスエリア・パーキングエリアなどでリーフレットの配布やポスター掲示などの周知活動を行いました。

区域	取組内容
埼玉県内	・10月11日 圏央道 菖蒲PA(内外回り)にてリーフレット等配布(600枚) ・東北自動車道路 蓮田SA(上り線)などでポスターを掲示
千葉県内	・10月2日 京葉道路 幕張PA(上下線)にてリーフレット等配布(300枚) ・館山自動車道路 市原SA(上下線)などでポスターを掲示
東京都内	・10月3日 中央自動車道路 石川PA(上下線)にてリーフレット等配布(600枚) ・首都高速道路 代々木PAなどでポスターを掲示
東京都内	・10月3日 東名高速道路 海老名SA(上下線)にてリーフレット等配布(860枚) ・東名高速道路 鮎沢PA(上下線)などでポスターを掲示
その他	・10月23日 東名高速道路 足柄SA(上り線)にてリーフレット等配布(319枚) ・10月24日 東北自動車道 佐野SA(上り線)にてリーフレット等配布(320枚) ・東北自動車道 佐野SA(上り線)、東名高速道路 足柄SA(上下線)、上信越自動車道 横川SA(上り線)などでポスターを掲示 ・トラック協会(茨城県、群馬県、栃木県、山梨県及び静岡県)の機関誌に啓発記事を掲載

※リーフレット配布数はエコドライブ等の普及に関するものも含みます。

その他各都県市での自動車環境対策の取組などは、各都県市のホームページをご覧ください。

【埼玉県】(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/diesel.html>)
 【千葉県】(<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/jouhou/index.html>)
 【東京都】(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/air_pollution/diesel/)
 【神奈川県】(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f637/>)
 【横浜市】(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/koutsukankyo/kisei/>)
 【川崎市】(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-8-9-0-0-0-0-0-0-0.html>)
 【千葉市】(http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/kankyo_10.html)
 【さいたま市】(<http://www.city.saitama.jp/001/009/005/index.html>)
 【相模原市】(<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/018110.html>)

【問い合わせ先】
 九都県市首脳会議環境問題対策委員会
 大気保全専門部会事務局
 相模原市環境経済局環境共生部環境保全課
 電話 042-769-8241

❖ [このページのトップへ](#)

❖ [サイトポリシー](#) ❖ [個人情報の取り扱いについて](#) ❖ [サイトマップ](#) ❖ [関連団体リンク](#)

Copyright © AOZORA NETWORK, All Rights Reserved.